

## 財産の無償譲渡につき議決を求めることについて

次の財産を無償譲渡するにつき、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、市議会の議決を求める。

平成 2 9 年 6 月 2 日提出

東近江市長 小 椋 正 清

### 記

1 無償譲渡する財産 建物

所 在	構 造	床面積
東近江市小川町 3 3 5 5 番地	鉄骨造平屋建	3 7 . 0 0 m <sup>2</sup>

- 2 無償譲渡する相手方 滋賀県東近江市小川町 1 0 1 6 番地  
小川自治会  
会長 村川 幸市郎